

県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 7 月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第94号

県立都市公園条例の一部を改正する条例

県立都市公園条例（昭和41年岩手県条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後						
別表第 1（第 7 条関係）					別表第 1（第 7 条関係）						
県立都市公園名		有料公園施設			県立都市公園名		有料公園施設				
岩手県営運動公園		陸上競技場、補助競技場、野球場、ラグビーフットボール場、サッカー場、テニスコート、登はん競技場			岩手県営運動公園		陸上競技場、補助競技場、野球場、サッカー・ラグビー場、テニスコート、登はん競技場				
[略]					[略]						
別表第 3（第12条、第23条関係）					別表第 3（第12条、第23条関係）						
1 岩手県営運動公園					1 岩手県営運動公園						
公園施設名	使用の区分	単 位	施設の使用料		附属の施設又は設備の使用料	公園施設名	使用の区分	単 位	施設の使用料		附属の施設又は設備の使用料
			一 般	学生及び生徒					一 般	学生及び生徒	
[略]					[略]						
ラグビーフットボール場、サッカー場	入場料等を徴収する場合	1日までごとに	10,190	4,130	1 拡声機 半日までごとに、陸上競技場にあつては4,800円、補助競技場、ラグビーフットボール場、	サッカー・ラグビー場	第1グラウンド	入場料等を徴収する場合	1日までごとに	45,880	17,880
	入場料等を徴収しない場合	1時間までごとに1面ごとに	480	250				入場料等を徴収しない場合	1時間までごとに1面ごとに	2,160	1,080

		<u>1時間ま でごとに 半面ごと に</u>	<u>250</u>	<u>120</u>	サッカー場及 びテニスコ ートにあつては 950円 2～9 [略]
[略]					

[略]

2・3 [略]

		<u>1時間ま でごとに 半面ごと に</u>	<u>1,080</u>	<u>540</u>	テニスコ ートにあつては 950円 2～9 [略]
	入場料等を 徴収する場 合	<u>1日まで ごとに</u>	<u>10,190</u>	<u>4,130</u>	
第2 グラ ウン ド	入場料等を 徴収しない 場合	<u>1時間ま でごとに 1面ごと に</u>	<u>480</u>	<u>250</u>	
		<u>1時間ま でごとに 半面ごと に</u>	<u>250</u>	<u>120</u>	
[略]					

[略]

2・3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。